

出席停止の措置および登校許可について（お願い）

生徒が、下記の感染症にかかった場合、学校保健安全法施行規則にもとづき、学校長の指示により「出席停止」となります。（下記以外にも、第一種・第三種に指定されている感染症がありますが、それらについては医師の指示に従ってください。）

なお、出席停止期間中は、欠席扱いにはなりません。

第二種感染症と出席停止期間の基準（学齢期の主要な感染症）

感染症の種類	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる) するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

上記の感染症が疑われた場合は、

- ①登校を見合わせ、病院で受診してください。
- ②診断が確定したら、必ず学級担任まで連絡をお願いします。
- ③症状がおさまったら、担当医師に「学校における感染症等に係る登校に関する意見書」を記入してもらってから登校するようにしてください。なお、「インフルエンザ」と「新型コロナウイルス感染症」については、医師の指示を受けて、保護者の方が「インフルエンザ治療報告書」「新型コロナウイルス感染症治療報告書」をご記入のうえ、登校させるようにしてください。

※「学校における感染症等に係る登校に関する意見書」の記入は、医療機関によっては有料の場合があります。